

特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果について

春日井市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）第7条の規定に基づき、西部地区新調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果をここに公表する。

令和7年5月27日

春日井市長 石黒 直樹